

vol.49- 5 (通算 554号)

2019年8月号

やどかり

2019年8月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

作られた差別に向き合う

ハンセン病患者家族訴訟が訴えたこと、国が認めたこと

6月28日、熊本地裁は、ハンセン病患者家族による初の集団訴訟で、家族も隔離政策の犠牲になったと認める画期的な判決を言い渡した。7月12日には、政府がこの判決を受け入れ「深く反省し、心からおわび申し上げる」との首相談話を発表した。

ハンセン病は、「らい菌」による感染症で、末梢神経が麻痺し、皮膚のただれや身体が変形するなど障害が残ることがあった。感染力は弱いですが、日本では、治療より隔離政策が展開され、「癩予防法」(1931年)ですべての患者の隔離が示された。戦後、治療薬「プロミン」が普及しながらも、改正「らい予防法」(1953年)で生涯に渡る収容が定められ、不妊や中絶手術も強いられた。「無らい県運動」により、患者は人里離れた収容所に送られ、保健所の職員が患者の家を徹底的に消毒するといった光景は、人々にハンセン病への恐怖感を植え付け、家族も偏見の目にさらされた。

法律は1996年に廃止。患者たちは「らい予防法」国家賠償請求訴訟を起こし、2001年、熊本地裁で国の強制隔離政策を違憲とする判決が下された。2008年に患者救済策として「ハンセン病問題基本法」が施行されたが、家族への支援は含まれておらず、それどころか、国は、「家族は患者を家庭から追いやった『加害者』」の認識だったという。

ここから家族訴訟の道りが始まった。家族は、ハンセン病に罹った親や兄弟を隠さざるを得なかった人生を言葉にすることで、その被害を自覚し、国の認識の誤りを明らかにし、過ちを認めさせたいという思いが共有さ

れていった。また、2015年、鳥取地裁での「家族の被害は、患者の被害とは異なる固有の被害として認められる」との見解が後押しし、2016年に提訴、568人が原告に立った。

今回の熊本地裁判決では、次のように国の責任が明らかにされた。まず、厚生大臣及び厚生労働大臣に対して、隔離政策等により、家族が差別偏見を受ける社会構造を形成し、また、患者を隔離したこと等により、家族関係の形成を阻んだ。このことは、憲法第13条が保障する、社会において平穏に生活する権利や、24条の保障する夫婦婚姻生活の自由を侵害するとした。法務大臣については、所掌する人権啓発の普及を怠ったとし、文部大臣及び文部科学大臣については、ハンセン病についての正しい知識の教育や、人権啓発教育を行う義務を怠ったとした。そして、立法について、隔離の必要性がないのにも関わらず、1996年(「らい予防法」廃止)まで隔離規定を廃止しなかったことを過失とした。

また、時効についても触れ、国が家族らに直接的に被害を与えたわけではないため、加害者が国であることを認識するには容易でなかったとし、時効の起点も考慮された。

熊本地裁判決は、国によって差別が作られた構図を明らかにし、国もこれを認めた。差別の本質を捉え、おかしさを問うていくことが、国を動かす力になっていく。医療的な根拠もないまま隔離され、家族が引き裂かれ、人生を大きく変えられてしまった人たちの尊厳を取り戻す闘いは、私たちに多くの学びを与えてくれている。